

はじめに

相続した不動産について、**相続登記がされていないケースが数多く存在している**ことが、東日本大震災からの復興に関連して報道され、**所有者不明土地問題**が社会的な関心を集めました。不動産の相続登記が放置されると、所有者が分からない空き家が増加したり、老朽化による**家屋の倒壊**や、その地域に**必要な公共事業の支障**になるなど多くの社会問題につながります。

そこで、大阪法務局と大阪司法書士会は共同して、これらの問題の発生を未然に防ぐために、相続登記を促進する取組の一つとしてこの「エンディングノート」を作成しました。

内容は、相続・遺言・後見を中心に、必要な情報を分かりやすくご理解いただけるようになっています。

このエンディングノートの記入についてご不明の点があれば、お近くの司法書士にお気軽にご相談ください。

ご自身の終活のため、これからの人生をより明るく前向きに過ごしていただくため、皆さまのお役に立てれば幸いです。

令和4年2月

大阪法務局・大阪司法書士会

～ 未来につなぐ相続登記 ～

相続登記はお済みですか？



土地や建物を相続した後、**相続登記をしない限り、登記上の名義人は、亡くなられた方のまま**です。相続登記をしないまま、時間がたつと様々な問題が起きる可能性があり、残された家族も大変です。

相続登記が義務化される法律が令和6年4月1日に施行されま

す。何らかの事情で相続登記が未了の場合には、**ご自身や大切なご家族、次世代の方々のため**に、未来につなぐ相続登記をしましょう！

